

豊橋技術科学大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準（2021.04.09～適用）

2021年04月09日～の基準は黄色部分

レベル	授業	研究室等における学生との教育研究活動 (系, 研究所, センター)	教員個人の研究活動 研究所, センターの活動 (左記除く)	事務職員の業務	課外活動	学内会議	出張等	施設利用・構内入構
0 (終息)	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり
0.5 (収束)	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう留意新しい生活様式等の実践＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践＞	●ほぼ通常どおり ・オンラインの活用 ＜感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践＞
1 (警戒)	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 遠隔授業と対面授業を併用して, 授業の実施 ・対面授業, 実験実習 →身体的距離の確保 1 m 目安 ＜新しい生活様式等の実践の徹底＞ (別紙 A 参照)	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 必要な活動の実施 ・在宅勤務の活用推奨 ・時差出勤の活用推奨 *勤務者は, できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ＜新しい生活様式等の実践の徹底＞ (別紙 B, D 参照) ★6/24～11/26	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 必要な活動の実施 ・在宅勤務の活用推奨 ・時差出勤の活用推奨 *勤務者は, できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ＜新しい生活様式等の実践の徹底＞ (別紙 B, D 参照) ★6/24～11/26	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, ほぼ通常のどおり勤務 ・時差出勤の活用推奨 ・在宅勤務の活用推奨 ・別室の活用推奨 ＜新しい生活様式等の実践の徹底＞ (別紙 B, 研究室・執務室・事務室での活動, D 参照)	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 必要な活動の実施 ＜新しい生活様式等の実践の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 必要な会議の実施 ・オンライン・メール会議の積極的活用 ＜新しい生活様式等の実践の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 流行地域への不要不急の出張・旅行・移動は慎重 ＜新しい生活様式等の実践の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ＜学生・教職員, 学外者＞ ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 施設利用・構内入構 ＜図書館, 研究所, センター＞ ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 施設開館 ＜新しい生活様式等の実践の徹底＞ (別紙 B, D 参照)
1.5 (警戒)							●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 流行地域への不要不急の出張・旅行・移動は自粛, 流行地域以外への不要不急の出張・旅行・移動は慎重 *流行地域に出張等（出張・旅行（帰省を含む））した場合, 本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後, 1 週間はできる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ＜新しい生活様式等の実践の徹底＞ ★9/02～11/26	●感染拡大防止措置の上 ＜①学生・教職員, ②学外者（流行地域を除く）＞ ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 施設利用・構内入構 ＜②学外者（流行地域）＞ ・原則, 施設(図書館, 研究所, センター等)利用, 構内入構禁止 ・ただし, 大学の機能の維持, 教育研究活動の継続等に必要な打合せ, 物品の納入, 工事施工, 取材等は構内入構を認めることができる。 ＜図書館, 研究所, センター＞ ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 施設開館 ＜新しい生活様式等の実践の徹底＞ (別紙 B, D 参照) ★9/02～11/26
2 (中度警戒) 4/9～	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し, 授業の実施 ・遠隔授業の積極的利用 ・対面授業の制限 →（教室収容定員50%） ・演習・実習の制限 →（教室収容定員50%） *流行地域から通学する者は, 感染予防を徹底し, 慎重に対応 * 流行地域に出張・旅行・移動した場合, 本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後, 1 週間は在宅学習等を求め, できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ (別紙 A 参照) ★8/06～01/13適用	●感染拡大防止措置の上 ・在宅勤務を活用し, オンライン活用による必要な活動の継続 ●ただし, 大学内での活動継続が必要な場合は, 新しい生活様式等の実践・励行を条件に, 実施することができる。 ・研究室所属学生等については, 研究室責任者（教員）の判断とする。 *流行地域からの勤務者は, 感染予防を徹底し, 慎重に対応 * 研究室内での行動履歴・健康履歴記録の徹底 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ (別紙 B, D 参照) ★11/27～01/13適用	●感染拡大防止措置の上 ・在宅勤務を活用し, オンライン活用による必要な活動の継続 ●ただし, 大学内での活動継続が必要な場合は, 新しい生活様式等の実践・励行を条件に, 実施することができる *流行地域からの勤務者は, 感染予防を徹底し, 慎重に対応 * 研究室内での行動履歴・健康履歴記録の徹底 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ (別紙 B, D 参照) ★11/27～01/13適用	●感染拡大防止措置の上 ・一居室での人数を減らすなど新しい生活様式等の実践・励行を徹底し, 必要な業務の継続 ・時差出勤の活用 ・在宅勤務の活用 ・別室活用 *流行地域からの勤務者は, 感染予防を徹底し, 慎重に対応 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ (別紙 B, 研究室・執務室・事務室での活動, D 参照) ★8/06～01/13適用	●感染拡大防止措置の上 ・活動前の健康チェック（倦怠感・息苦しさ・発熱がないことの確認）及び新しい生活様式等の実践・励行を徹底し, 課外活動の実施 ★許可制 ＜活動前の健康チェックの徹底＞ ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ (別紙 C 許可基準参照) ★9/16～01/13適用	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し, 必要な会議の実施 ・オンライン・メール会議中心 ・対面会議を実施する場合は, 一居室の人数を抑制 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ ★8/06～01/13適用	●感染拡大防止措置の上 ・原則, 緊急事態宣言発令区域 及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域 への出張・旅行・移動の禁止 ・上記以外の不要不急の出張・旅行・移動の自粛 ★出張: 許可（命令） ★旅行・移動: 相談 * 流行地域に出張・旅行・移動した場合, 本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後, 1 週間は在宅勤務（テレワーク）, 在宅学習等を求め, できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ ★11/27～01/13適用	●一部制限 ＜学生・教職員＞ ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し, 施設利用・構内入構 * 公共交通機関利用も可 ＜学外者＞ ・原則, 施設(図書館, 研究所, センター等)利用・構内入構禁止 ・ただし, 大学の機能の維持, 教育研究活動の継続等に必要なた打合せ, 物品の納入, 工事施工, 取材等は構内入構を認めることができる。 ＜図書館, 研究所, センター＞ ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し, 施設開館 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ (別紙 B, D 参照) ★11/27～01/13適用

2. 5 (中高度警戒)	●遠隔授業中心 ●ただし、対面での実施が必要な少人数の実験・実習等については、感染拡大防止対策を徹底の上、実施可とする。 ＊出張・旅行・移動した場合、本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後、1週間は在宅学習等を求め、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★1/14～03/3適用	●感染拡大防止措置の上 ・在宅勤務を積極的に活用し、オンライン活用による必要な活動の継続 ●ただし、大学内での活動継続が必要な場合は、新しい生活様式等の実践・励行を条件に、実施することができる。 ・研究室所属学生等については、研究室責任者（教員）の判断とする。 ＊スタッフの研究室内での滞在時間を可能な限り抑える。 ＊勤務者は、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ＊研究室内での行動履歴・健康履歴記録の徹底 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ （別紙B，ガイドライン参照） ★1/14～03/3適用	●感染拡大防止措置の上 ・在宅勤務を積極的に活用し、オンライン活用による必要な活動の継続 ●ただし、大学内での活動継続が必要な場合は、新しい生活様式等の実践・励行を条件に、実施することができる。 ＊勤務者は、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ＊研究室内での行動履歴・健康履歴記録の徹底 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ （別紙B，ガイドライン参照） ★1/14～03/3適用	●感染拡大防止措置の上 ・一居室での人数を減らすなど、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、必要な業務の継続（出勤者削減30%目途） ・時差出勤の活用 ・在宅勤務の活用 ・別室活用 ●ただし、期間中に行うべき重要な業務は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、上記以上の出勤者による業務の継続を認める。 ＊勤務者は、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★届出制 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ （別紙B，ガイドライン研究室・執務室・事務室での活動参照） ★1/14～03/3適用	●活動禁止 ●ただし、すでに競技会への参加が決定している等中止が難しい活動等については許可することがある。 ★1/14～03/3適用	●原則、オンライン・メールによる会議の実施 ●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合は、数名程度で新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、対面会議も可能とする。 （別紙3参照） ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ ★1/14～03/3適用	●感染拡大防止措置の上 ・原則、緊急事態宣言発令区域及びまん延防止等充填措置を実施すべき区域への出張・旅行・移動の禁止 ・上記以外の不要不急の出張・旅行・移動の自粛 ●ただし、やむを得ない事情がある場合及び緊急性を要する場合には、出張・旅行・移動を認める場合がある。（別紙3参照） ＊出張・旅行・移動する場合には、できる限り人々との接触機会を少なくし、出張等先の自治体等で出されている要請や注意事項を遵守するとともに、出張先の意向を確認 ★出張：許可（命令） ★旅行・移動：相談 ＊出張・旅行・移動した場合は本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後、1週間は自宅からの外出自粛・在宅勤務（テレワーク）、在宅学習等を求め、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ ★1/14～03/3適用	●一部制限 ＜教職員＞ ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、施設利用・構内入*公共交通機関利用も可 ＜学生＞ ・対面で必要な少人数の実験・実習等を受ける場合、研究室等における教育研究活動、就職指導等を受ける場合は、入構可 ＊公共交通機関利用も可 ・学生宿舍等の入居者は、条右記以外の不要不急の施設利用は禁止（食堂等、散歩等は可） ＜学外者＞ ・原則、施設利用・構内入構禁止 ・ただし、大学の機能の維持、教育研究活動の継続等に必要な物品の納入、工事施工、取材等は構内入構を認めることができる。 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞ （別紙B，D参照） ★1/14～03/3適用
3 (高度警戒)	●遠隔授業のみ ・原則、自宅で遠隔授業を受講 ＊出張・旅行・移動した場合、本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後、2週間は在宅学習等を求め、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応	●原則、大学内での活動の中止 ・在宅勤務でオンライン活用による活動の継続 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。（別紙1参照） （出校者(教員・学生) 70%削減目途） ＊勤務者は、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★許可制 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞	●原則、大学内での活動の中止 ・在宅勤務でオンライン活用による活動の継続 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。（別紙1参照） （出勤者70%削減目途） ＊勤務者は、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★許可制 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ・一居室での人数を減らすとともに、出勤者削減による業務の継続（出勤者70%削減目途） ・時差出勤の積極的活用 ・在宅勤務の積極的活用 ・勤務シフトの活用 ・別室活用 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための業務は新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、上記以上の出勤者による業務の継続を認める場合がある。 （別紙2参照） ＊勤務者は、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★許可制 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞	●活動禁止	●原則、オンライン・メールによる会議の実施 ●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合には、数名程度で新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、対面会議も可能とする。 （別紙3参照） ★許可制 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞	●原則、出張・旅行・移動の禁止 ●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合には、出張・旅行・移動を認める場合がある。（別紙3参照） ＊出張・旅行・移動した場合は、本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後、1週間は自宅からの外出自粛・在宅勤務（テレワーク）、在宅学習等を求め、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★許可制 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞	＜学生・教職員、学外者＞ ●原則、施設利用・構内入構禁止 ●学生宿舍等に入居者は、不要不急の施設利用は禁止（食堂等、散歩等は可） ●ただし、大学の機能を最低限維持するため、施設利用・構内入構を認める場合がある。 （別紙1，2，3，4参照） その場合、公共交通機関での構内への入構は原則禁止 ★許可制 ＜図書館、研究所、センター＞ ・原則、閉館。ただし、大学の機能を最低限維持するため、一部の施設を開館する場合がある。 ＜新しい生活様式実践の徹底＞
4 (緊急事態)	●授業の中止（休講） ●ただし、オンデマンド方式による遠隔授業の実施は可とする。 ・自宅でオンデマンド方式による遠隔授業の受講は可	●大学内での活動の中止 ・オンライン活用による活動の継続 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。（別紙1参照） （出校者(教員・学生) 80%削減） ＊勤務者は、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★許可制 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞	●大学内での活動の中止 ・在宅勤務による活動の継続 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。（別紙1参照） （出勤者80%削減） ＊勤務者は、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★許可制 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞	●最小減の出勤者による業務の継続（出勤者80%削減） ・その他は、在宅勤務 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための業務は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、上記以上の出勤者による業務の継続を認める場合がある。（別紙2参照） ＊勤務者は、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★許可制 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞	●活動禁止	●オンライン・メールによる会議のみ ●ただし、緊急性を要する場合は、数名程度で新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、対面会議も可能とする。 （別紙3参照） ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞	●出張・旅行・移動の禁止 ●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合には、出張・旅行・移動を認める場合がある。（別紙3参照） ＊出張・旅行・移動した場合は、本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後、2週間は自宅からの外出自粛・在宅勤務（テレワーク）、在宅学習等を求め、できる限り人々との接触機会を少なくするよう慎重に対応 ★許可制 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞	＜学生・教職員、学外者＞ ●施設利用・構内入構禁止 ●学生宿舍等に入居者は、不要不急の施設利用は禁止（食堂等、散歩等は可） ●ただし、大学の機能を最低限維持するため、施設利用・構内入構を認める場合がある。 （別紙1，2，3，4参照） その場合、公共交通機関での構内への入構は原則禁止 ★許可制 ・原則、閉館。ただし、大学の機能を最低限維持するため、一部の施設を開館する場合がある。 ＜新しい生活様式等の実践・励行の徹底＞

★届出制，許可制の流れ→研究室等(研究指導教員等)→系・研究所長，センター長→研究担当事・教学担当事，事務関係は課長→次長→局長，課外活動関係は顧問→担当副学長，出張等は当該者→所属長等（命令権者）

●教職員は，レベル4 となった場合であっても，基本的には引き続き勤務（在宅勤務等）し，学生の学修機会を確保するための教育活動，必要な研究活動，事務事業は継続

●教員系の非常勤職員は，教員個人の研究活動，研究所，センターの活動，事務局系の非常勤職員は，事務職員の業務に準じてください。

(別紙A 新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のための2021年度授業等の実施にかかわる方針について (通知) 抜粋) 新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のため、2021年度における授業等の実施にかかる方針については、以下の方針により授業等を実施することとしましたので通知します。 1. 遠隔授業の活用 新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業は、「豊橋技術科学大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準」及び教務委員会が別に定 める「2021年度授業の実施について (教務委員会決定)」に基づき実施すること。 2. 【基本的な感染症対策、感染防止の考え方及び授業等実施の要件】 学生が通学する形で行われる対面での授業等 (以下「授業」という。) を実施する場合においては、3つの条件①換気の悪い密閉空間,②多くの人が密集,③近距離での会話や発話)が重なることを徹底的に回避する対策が不可欠である。授業の実施については,原則として以下の要件を満たすよう,引き続き万 全の感染症対策を講じ,衛生環境の整備に特に留意するとともに,新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」も踏まえ,必要な措置を講じること。 (1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底 対策：・換気は, 気候上可能な限り常時行う。困難な場合はこまめに (授業中30分に1回以上, 数分間程度, 窓及び反対側扉の2方向の窓を開ける。) 換気する。 ・窓のない教室は, 常時入り口を開けておいたり, 換気扇を用いるなどして十分に換気に努める。(使用時は, 人の密度が高くならないように配慮する。) ・エアコン使用時 (エアコンは室内の空気を循環しているのみ) においても換気する。 対策実施者：授業担当教員 (2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮 対策：・教室の収容定員に対して受講者の割合が概ね50%程度であること。 ・一定の間隔を空けて座席を確保できること(概ね1つおき(最低1^{メートル})の間隔に着席させる)。 対策実施者：授業担当教員 (3) 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控え, 会話をする際は, できるだけ真正面を避ける。 対策：飛沫を飛ばさないようマスク (手作りマスクやタオル等を巻くなどでも可) を着用する。 対策実施者：授業担当教員 (4) 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底 対策：講義室等入室前の手洗いや手指消毒を徹底する。各教室等へのポスターによる感染症対策の周知徹底 対策実施者：事務局 (5) その他授業における留意事項, 接触感染しないための工夫対策：授業で使うもの (マイク, 筆記具, 情報機器等) は共有させないこと。 対策実施者：授業担当教員 対策：授業終了後は教室等に留まらず, 自宅での事前・事後学修を行うよう指導すること。 対策実施者：授業担当教員 (6) 風邪等の症状がある場合の取扱い 対策：・咳, のどの痛み, くしゃみ, 鼻水, 鼻づまり, 頭痛, 発熱, 喉のはれ, 腹痛, 下痢, 筋肉痛, 倦怠感, 味覚・嗅覚異状など, 普段通りではない体調の変化 (体調の異変) ・違和感を感じた場合には, 出校させないこと。 (* 「 (学生・教職員) 症状発生時における対応・大学への連絡フロー https://www.tut.ac.jp/docs/201030renraku.pdf」により対応する。) ・風邪等の症状により授業を欠席した場合は後日, 補講・追試の実施, 授業中に課すものに相当するレポート課題等を実施し, 欠席扱いとしないなど不利益にならないよう配慮する。 ・必要に応じて授業資料等 (説明文章付きPPT・PDFファイル等) を作成し学習管理システム (Google class room等) に掲載すること。 対策実施者：授業担当教員, (* 教務課, 学生課, 国際課) (7) 新型コロナウイルスに罹患した (おそれのある) 場合 対策：・発熱や咳等, 体調の悪い場合には大学へ出校させずに自宅で療養させること。出校後に症状が出た場合には, 必ず教務課教務係に電話連絡し, 速やかに下校させ自宅等で療養させること。その後の経過についても同様に毎日電話連絡させること。いずれの場合も上記 (6) の履修上の配慮を行うこと。 ・新型コロナウイルスに罹患した学生, 海外から帰国・入国後2週間の待機措置中の学生及び入国できない学生は, 入院又は出校禁止としていることから, 当該学生には上記 (6) の履修上の配慮を行うこと。 対策実施者：授業担当教員, 事務局 (教務課, 学生課, 国際課) 3. 各系等の長, 教務委員及び授業担当教員は, 以下のことを実施する。 (1) 全ての授業を対象として, 2. 【基本的な感染症対策, 感染防止の考え方 の徹底及び授業等実施の要件】が確保できるか確認すること。 (2) 来日が遅れる外国人留学生については, 不利にならないよう十分に配慮すること。 4. 講義棟における保健管理や環境衛生を良好に保つ取組 対策：手指消毒液を講義講の各講義室の全教室に配置する。講義棟付近への簡易手洗い (屋外) を設置する。	(別紙B) ●研究室・執務室・事務室での活動＊文科省ガイドラインの留意事項の見直しに伴い適宜変更 ○ 一般的な感染予防策 (接触・飛沫感染防止策) の徹底 ・いわゆる3密 (換気の悪い密閉空間, 多数が集まる密集場所, 近距離での会話や発話が生じる密接場面) の回避 ・身体的距離の確保 (できるだけ2 m (最低1 mは空ける。), 別室を設けることも一つの対策。 ・マスクの着用 (周知含む), 咳エチケットの実践 ・手洗いの徹底 (手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと。) ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置 ・施設の換気 (実験等の性質も考慮しつつ, 換気設備を適切に運転, 2つの窓を同時に開けるなど) ・アクリル板・透明ビニールカーテン等の設置 ＊飛沫防止用シートについての留意点 →火気使用設備・器具・白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しない。ただし, これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合のあつては, 燃えにくい素材 (難燃性, 不燃性, 防災製品など) を使用 →同じ素材であれば, 薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。 →不明な点があれば, 消防署に相談 ・施設 (ドアノブ・エレベータボタン等) の消毒 ・症状 (発熱や風邪症状等) のある者＊の入場制限 (毎日の検温, 健康チェック, 体調不良時の出勤回避, 個人情報 の取扱に十分注意しながら入場者等の名簿を適正に管理) 等 ＊咳, 呼吸困難, 全身倦怠感, 咽頭痛, 鼻汁・鼻閉, 味覚・嗅覚障害, 目の痛みや結膜の充血, 頭痛, 関節・筋肉痛, 下痢, 嘔気・嘔吐の症状 ＊濃厚接触者, 過去2週間以内に政府から入国制限, 入国後の観察期間を必要とされている国・地方への訪問歴, 及び当該在住者との濃厚接触者 ・研究活動中の行動記録や健康記録の取得, 接触確認アプリ (COCOA) や地域の通知サービスの積極的活用などを通じて, 感染拡大防止に関する意識の啓発, 感染拡大の抑制に迅速に対応 ・押印や署名に代えてオンラインでの手続きの活用, 在宅勤務に配慮して柔軟に対応 ・外部業者等との接触を減らすため, 納品や検収は物品検収室で主に対応 ・共用ネットワーク環境の最大限活用 (ネットワーク環境を保有していない人の開放等) ・スタッフが他者との接触を極力避けられるエリアの設置など, 可能な限り研究活動に専念できる環境の整備 ・オンラインの活用に当たっては, 情報セキュリティ対策に留意。 ・海外在住職員, 研究員等に対してはオンラインによる在宅勤務の実施 ・適切な感染防止が取れない場合や感染流行, 拡大の傾向にあるときは, 在宅勤務, 時差出勤, 自動車・自転車, 徒歩等による接触機会の低減, 交代勤務, ローテーション勤務の実施 ●実験施設・設備の利用について ・いわゆる3密を避けるための運転計画, 施設利用スケジュールの構築 (施設内の密を避けつつ, 短時間の実験を継続する等) ・研究設備や備品について, 端末操作画面やスイッチ, ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を必要に応じて消毒。また, 実験等の性質も考慮しつつ, ドアを常時開放するなど, 人の手が触れる場所を少なくする。 ・安全管理等の理由により, 複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては, マスクの着用, フェイスシールドの着用, またはアクリル板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置。 ・単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は, 利用開始・終了の声掛けや記録, 事故時の連絡手段の再確認など, 万が一の事故に備えた安全対策の構築。 ・実験動物, 遺伝子組換え生物 (微生物, 植物, 動物), 病原性微生物や放射性物質を使用する研究の場合, 機関管理のもと, 関係法令等を踏まえ適切に実施。 ・設備の遠隔利用や研究代行等の取組を積極的に実施するとともに, 機関内外の遠隔利用サービス等を積極的に利用。 ・講義のオンライン化等に伴い空いている教室や実験・実習室等がある場合には, それらを積極的に活用。 ・適切な感染拡大防止対策が取れない場合は, 実験施設・設備の利用は最低限に留め, データ解析等は在宅で行う。	(別紙C) <許可判断基準> ①基本的感染対策が活動団体内で周知・徹底されているか ②活動内容・活動人数・活動場所の設定にあたり, 基本的感染対策が十分に勘案され, 具体的に示されているか ③担当顧問との相談の上, 申請がなされているか <基本的感染対策> 1. 次のいずれかに該当する場合は, 直接医療機関に電話で相談する。受診先に迷う場合は「受診・相談センター」に相談する。または, 健康支援センターに相談し, 課外活動には参加しないことを課外活動団体構成員全員が共有し, 実践すること。 ・息苦しさ (呼吸困難) ・強いだるさ (倦怠感) ・高熱等の症状がある ・上記以外で発熱や咳など比較的軽い症状が続く (特に4日以上続く場合は必ず) 2. 1人ひとりの基本的感染対策を実践すること ・身体的距離の確保 (できるだけ2 m (最低1 m)) ・屋外活動の優先 ・可能な限り真正面を避けた会話 (大きな発声を伴う活動は基本的に不可) ・課外活動時のマスク着用 (活動内容による) ・帰宅時の手洗いの実施 (手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと (手指消毒薬の使用も可)) ・感染流行地域からの移動, 感染流行地域への移動の自粛 (感染地域状況の確認) ・行動履歴の記録 (発症したときのため, 誰にどこであったかをメモ) 3. 日常生活を営む上での基本的生活様式を実践すること ・こまめに手洗い・手指消毒 ・咳エチケットの実践 ・こまめな換気の実践 ・「3密 (密集, 密接, 密会)」徹底回避 ・毎朝の体温測定, 健康チェック (別紙D) <教職員, 学生> ①次のいずれかに該当する場合は, 直接医療機関に電話で相談する。受診先に迷う場合は「受診・相談センター」に相談する。または, 健康支援センターに相談し, 出勤, 出校しない。 ・息苦しさ (呼吸困難) ・強いだるさ (倦怠感) 高熱等の症状がある場合 ・重症化しやすい方 (基礎疾患がある方や透析を受けている方, 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いてる方) で, 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある場合 ・上記以外で発熱や咳など比較的軽い症状が続く場合 (特に4日以上続く場合は必ず) ②上記以外の発熱又は風邪の症状がある場合, 同居する者に上記も含め同様の症状が見られる場合は, 無理をせず自宅で療養 ③1人ひとりの基本的感染対策の実践。 ・身体的距離の確保 (できるだけ2 m (最低1 m) 空ける。) ・会話をする際は, 可能な限り正面を避ける。 ・外出時, 屋内, 会話時はマスクの着用 ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんによる手洗いの徹底 (手指消毒薬の使用も可) ・感染が流行している地域からの移動, 感染が流行している地域からの入構は控える。 ・地域の感染状況に注意。 ・発症したときのため, 誰にどこであったかをメモ。 ④日常生活を営む上での基本的生活様式の実践。 ・咳エチケットの実践 ・こまめな換気の実践 ・3密の回避 (密集, 密接, 密会) の徹底 ・毎朝, 体温測定, 健康のチェック。 <学外者> ・レベル2の場合 教育・研究活動等の打合せ, 就職相談等は原則, オンラインによる。 ・レベル1, 1.5の場合 教育・研究活動等の打合せ, 就職相談等は, 積極的にオンラインを活用 ・なお, 大学の機能の維持, 教育研究活動の継続等に必要な打合せ, 物品の納入, 工事施工, 取材等は構内入構を認める場合は, 次のことを行う。(レベル1, レベル1.5準用) ・入構前に必ず学外者が新しい生活様式等を実践し, 健康状況に問題がないことを確認する。 ・入構の際にはマスクの着用を徹底する。 ・それぞれの氏名, 連絡先, 滞在日時, 学内対応者等を教員及び部局において記録する。 ・一定時間以上学内で活動を行う以下に該当する者については, 感染防止措置を強化し, 体温測定, 健康状態の問診を行い, 症状が無いことを確認する。 ＊学内者と15分以上の会話がある場合, 同一建物内に30分以上滞在する場合 ・学外者が頻繁に訪れる窓口には, 透明ビニールカーテン等による感染防止設備を設置する。
--	--	---

(別紙 1) ●大学の機能を最低限の維持するための研究活動，施設利用・入構等の例 ・研究に使用する生物の維持・管理 ・液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理 ・毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理 ・研究に必要な基幹インフラ（実験施設・設備，情報システム）の稼働・維持・管理 ・研究活動を継続する上での各種安全確保 ・その他法令等で義務の順守等に必要な場合*	(別紙 2) ●大学の機能を最低限の維持するための事務業務，施設利用・入構等の例 ・職員の給与等，生活に関わる最低限の給与支給等に関わる業務 ・教育・研究活動等の継続に必要な最低限の調達，安全管理業務 ・学生の教学支援，学生生活に関わる最低限の業務（当該業務が集中する期間） ・大学の重要な管理運営業務（危機管理を含め，他機関等との連絡・調整含む） ・その他，法令等で義務の順守等に必要な業務	(別紙 3) ●やむを得ない事情がある場合，緊急性を要する場合に，対面会議，出張，旅行を認める場合の例 <会議> ・国等，公的機関からの通知等により，至急に意思決定が必要な場合 ・その他，大学として至急，意思決定をしなければならない重要案件が発生した場合 <出張，旅行，移動> ・国等，公的機関から依頼がある場合 ・家族に不幸等やむを得ない事情がある場合 ・その他，法令等で義務の順守等に必要な場合
(別紙 4) ●大学の機能を最低限維持するために施設利用・構内入構を認める場合 ・別紙 1 ・別紙 2 ・別紙 3 の会議 ・食堂，売店等，飲食を学生・教職員に提供する場合 ・事故への対応が必要となった場合　等		